

# 高知県教育振興施設整備事業費交付金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県教育振興施設整備事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 県は、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」を効果的に推進し、県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化を図ることを目的として、予算の範囲内で交付金を交付する。

## (交付金額の算定対象となる事業)

第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、市町村が県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化を図ることを目的として行う事業であつて、別表に定めるものとする。

## (交付金の交付期間)

第4条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、これにより難い場合は、5年以内で複数年にわたり交付することができる。

## (交付金の使途)

第5条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 減債基金等の基金への積立金（当該施設の整備のために借り入れた地方債の元利償還金に充当）
- (2) 当該施設の整備のために借り入れた地方債の元利償還金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化を図る推進に資するものとして高知県教育長が必要があると認める事業

## (交付金事業の採択等)

第6条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に別記第1号様式による事業実施計画書を高知県教育長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 高知県教育長は、前項に規定する事業実施計画書の提出があった場合には、教育委員の意見を踏まえて事業実施計画の内容が適当であると認め、採択の決定を行ったときは、当該提出市町村にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合は理由を付して、当該提出市町村にその旨を通知するものとする。
- 3 市町村は、前項の規定により採択を受けた事業実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業実施計画変更書を高知県教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第2項の手続きは、前項の事業実施計画書の内容の変更の場合について準用する。

## (交付金の交付の申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする市町村は、別記第3号様式による交付申請書を高知県教育長に提出しなければならない。

#### (交付金の交付の決定)

第8条 高知県教育長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

2 高知県教育長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

#### (交付金の交付の条件)

第9条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金事業廃止（中止）承認申請書（別記第4号様式）を高知県教育長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(2) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により高知県教育長が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等（この条において「取得財産等」という。）とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。ただし、高知県教育長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 高知県教育長は、市町村が取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

#### (交付金の変更)

第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金事業について、次に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による変更交付申請書を高知県教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付金の額の変更（交付金の額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く）

(2) 前号に掲げる場合のほか、交付金事業の重要な部分に関する事項であつて、高知県教育長が変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じて高知県教育長に事前協議すること。）

#### (交付金の交付の変更決定)

第11条 高知県教育長は、前条の規定による変更交付申請が適当であると認めたときは、当該市町村に通知するものとする。

#### (交付金事業の実績報告等)

第12条 市町村は、交付金事業の完了日の属する年度の翌年度の5月31日（交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに実績報告書（別記第6号様式）等を高知県教育長に提出しなければならない。

#### (交付金算定期事業の年度終了実績報告)

第13条 交付金事業が複数年度にわたるときは、当該事業年度の翌年度の4月5日までに年度終

了実績報告書（別記第7号様式）を高知県教育長に提出しなければならない。

（交付金の請求）

第14条 交付金の支払を受けようとする市町村は、第12条もしくは第13条の規定により交付すべき交付金が確定した後に、別記第8号様式による請求書を高知県教育長に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第15条 高知県教育長は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第16条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第17条 交付金事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和元年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第1項第3号及び第4号、第9条第2項、第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

交付金事業費	交付金事業費限度額	交付金額
<p>市町村が行う以下の要件に全て該当する施設の建設費（設計費、備品購入費を含む。ただし、国費相当額を除く。）</p> <p>①主として、県立高等学校再編振興計画で「中山間地域の学校」と位置づけた10校（※1）を核とした地域の教育力向上及び活性化を推進するための施設          ②県立高等学校再編振興計画及び各学校のアクションプランに位置づけられた事業の推進に寄与する施設（50%以上の利用を各学校の高校生ができること）          ③市町村が「県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に関する計画」を策定し、県の教育委員会で整備を承認された施設</p> <p>※1 室戸高等学校、中芸高等学校、嶺北高等学校、佐川高等学校、窪川高等学校、梼原高等学校、四万十高等学校、清水高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、中村高等学校西土佐分校</p> <p>備品購入費は、施設の建設とあわせて整備する場合のみ対象とし、当該施設の通常の利用において、社会通念上一体的に必要とされる備品とする。</p>	<p>事業費の上限額 600,000千円</p>	<p>(1) 交付金事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。以下この表において同じ。）の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等（過疎地域の市町村にあっては過疎対策事業債を、過疎地域以外の市町村にあっては地域活性化債をいう。以下同じ。）の対象外のものがあるときは、次の（ア）と（イ）との合計額とする。          (ア) 備品購入費の2分の1の額以内の額          (イ) 交付金事業費から当該備品購入費を除いた額のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額</p> <p>(2) 交付金事業費の額の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがないときは、交付金事業費のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額とする。</p> <p>上記の場合において、(1) の (イ) のときは、交付金事業費から当該備品購入費を除いた額の全額に過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとし、(2) のときは、交付金事業費の全額に過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p>